Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ

AUGUST 25TH 2010

三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW：中国個人所得税最新情報

本年も後半に入り、各地の税務局による修正申告の推奨キャンペーンが予想されます。今回はそのうち、個人所得税修正申告に関連する最近の通達と注意点について解説します。

国家税務総局－大企業管理司の選定した大企業集中調査の結果を受け、各地（省、市）の国家税務局で“大企業処”等の名称で新規部門が設立され、地方レベルでの調査対象企業の選定と自主的な修正申告のキャンペーンが昨年同様、本年後半も行われるでしょう。

2009 年の 33 号通達では、大企業管理司の主導による企業の自主的な修正申告に関するいくつかの問題点に対し、回答をしています。

交通費補填・手当（定額支給方式）については、各地の税務当局により控除標準額が定められている場合は当該基準に従うほか、標準の定められていない地区については交通費手当全額の30%を個人所得税の対象所得として計算すべき旨が規定されています。

通信費補填・手当（定額支給方式）についても、各地税務当局の定める控除標準額に従うほか、標準の定められていない地区については通信費全額の20%を個人所得税の対象所得として計算すべき旨が規定されています。

商業保険では、企業が従業員の為に保険会社と契約して支払う団体保険、傷害保険などの保険料（掛金）を個人の所得として個人所得税を計算すべき旨が規定されています。

国家の規定による補充医療保険、補充養老保険、つまり強制的に加入が義務付けられる四金或いは五金と呼ばれる社会保険料に上積みして支払われる**任意保険部分**についても、地方で定める限度超過額を、各個人の所得に加算して個人所得税を計算すべき旨が規定されています。

これまでの個人所得税の調査、更正とは異なり、上記修正項目は主に中国法人の直接雇用する中国籍従業員に関するものであるところが特徴的です。
個人所得税の場合、税額は個人の負担となりますから、修正申告で過去の税額修正が生じた場合、一旦は会社が立替えて税額を支払うとしても、本来は個人に求償すべき性格の税金です（そうでなければ、会社負担方式によるグロスアップ計算で税額を算出しなければなりません）。しかしながら、修正申告においては、特例措置として個人負担方式（最終的に個人が税額を負担することを前提に計算、控除する源泉納税方式）にて会社が追加税額を計算、納税し、個人に求償しないことも容認されるケースが多くみられます。ただし、これは過去年度に対する修正申告での処理であり、会社としては今後の対応を検討しなければなりません。個人所得税の計算は手取給与額に影響し、従業員各人の待遇に関わる問題ですので、その変更に関しては慎重に対処する必要があります。

上記の個人所得税課税ベースの拡大に対して、これまでの個人所得税計算方法を変えずに、拡大部分のみ会社が税額を負担するという二重計算は避けたい（現実的には不可能だと思います）ところですし、かといって支給標準を安易に増額することでは、全国的に複数の拠点を展開するグループ会社内の待遇の統一感を損なうおそれがあります。

変更のタイミングも重要です。来年 1 月からの支給基準改訂を想定するのであれば、人事部門も含めて、すぐにでも（少なくとも国慶節休み明けすぐには）対応策を練る必要があります。

現場の生の声としては「それより年二回支給されている賞与を一回にまとめて支給してほしい」というものがあります（賞与の個人所得税計算は、支給が一回の場合のみ税額計算が優遇され、二回目以降の支給分は各月の給与と合算されて税額が計算されるために、高い税率が適用される従業員も出てくるためです）。
日本人出向者も勿論、支給を年一回にした方が負担税額のみで考えれば有利になりますが、こちらからは「そんなことされては困る！」というご意見が聞かれます。ローンの支払など、賞与が日々の生活を支える重要な糧となっている私たちと比べ、賞与の支給回数を減らしても生活に影響が及ばない当地の従業員の方々のお話を聞くに及び、生活防衛力の差を実感したのは私だけでしょうか。

（通達関連部分－抜粋）

国家税务总局大企业税收管理司关于 2009 年度税收自查有关政策问题的函（企便函【2009】33 号）

<u>- 企业向职工发放的通讯补贴的个人所得税问题。</u>

根据《国家税务总局关于个人所得税有关政策问题的通知》（国税发[1999]58 号）第二条规定，企业向职工发放的通讯补贴，扣除一定标准的公务费用后，按照“工资、薪金”所得项目计征个人所得税。公务费用扣除标准由当地政府制定，如当地政府未制定公务费用扣除标准，按通讯补贴全额的 20%作为个人收入扣缴个人所得税。

<u>- 企业为职工购买的人身意外险的个人所得税问题。</u>

根据《国家税务总局关于单位为员工支付有关保险缴纳个人所得税问题的批复》（国税函[2005]318 号）规定，企业为员工支付各项免税之外的保险金，应在企业向保险公司缴付时并入员工当期的工资收入，按“工资、薪金所得”项目计征个人所得税。

<u>- 企业为职工缴付的补充医疗保险的个人所得税问题。</u>

根据《财政部国家税务总局关于住房公积金医疗保险金、养老保险金征收个人所得税问题的通知》（财税字[1997]144 号）规定，应扣缴个人所得税。如果企业委托保险公司单独建账，集中管理，未建立个人账户，应按企业统一计提时所用的具体标准乘以每人每月工资总额计算个人每月应得补充医疗保险，全额并入当月工资扣缴个人所得税

<u>- 企业为职工购买人身意外险的企业所得税前扣除问题。</u>

根据《国家税务总局关于印发〈企业所得税税前扣除办法〉的通知》（国税发[2000]84 号）第四十九条及新企业所得税法实施条例第三十六条规定，除企业依照国家有关规定为特殊工种职工支付的人身安全保险费和国务院财政、税务主管部门规定可以扣除的其他商业保险费（如为从事高危工种职工投保的工伤保险、为因公出差的职工按次投保的航空意外险）外，企业为投资者或者职工支付的商业保险费，不得在企业所得税前扣除。

NERA エコノミックコンサルティング
中国総代表 鈴木康伸（公認会計士）

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【産業】

◆中央企業による「電気自動車産業連盟」発足：国務院国有資産監督管理委員会の提唱で、中央企業 16 社は 18 日、「電気自動車産業連盟」を設立した。中央企業の資源を統合し、電気自動車技術の統一基準を制定し、新技術、新製品の共同研究開発を行い、研究成果を共有することにより、中国の電気自動車産業の技術水準とグローバル競争力を高めるのが狙い。連盟のメンバー企業は、完成車・駆動部分、電池、充電・サービスの 3 分野に亘り、完成車メーカーの一汽、長安、東風、石油大手の中国海洋石油（CNOOC）、中国石油天然気（CNPC）、中国石油化工（Sinopec）等から成る。今後さらに国内外の企業を参加させることで、連盟の主導的役割を強化するという。

◆低燃費小型車の補助金対象企業リスト第 2 弾を発表：国家発展改革委員会、工業情報化部、財政部は 17 日、省エネ製品普及プロジェクトの一環として、低燃費小型車の補助金支給対象企業リストの第 2 弾を発表した。（第1弾リストは弊誌 2010 年 7 月 7 日号をご参照。）今回は、日系の長安フォードマツダ、江西昌河スズキ、天津一汽トヨタ、一汽海南マツダを含む全 12 社 35 車種 63 型式が対象となっている。自動車購入者は対象車の購入時に、メーカーから 3,000 元の補助金が還付される。※第 2 弾対象車リストは右記ホームページをご参照ください。⇒ “節能産品惠民工程” 節能汽車推広目録（第二批）

【貿易・投資】

◆5省8市で低炭素試行プロジェクト開始：国家発展改革委員会（発改委）は18日、国家低炭素省・都市試行プロジェクトをスタートさせた。これは、国の温室効果ガス排出削減目標に向けた施策として先に公布された「低炭素省・低炭素都市の試行に関する通知」（発改気候〔2010〕1587号）で選定された、広東、遼寧、湖北、陝西、雲南の5省と天津、重慶、深圳、厦門、杭州、南昌、貴陽、保定の8市が、他地域に先駆けて試行を開始するもの。同通知では試行地域に対し、①低炭素発展計画を策定し、排出削減に向けた行動目標や具体的な措置を明確にする、②政府の指導や奨励策等の低炭素型発展支援策を制定し、排出を抑える市場メカニズム構築を目指す、③低炭素技術の研究開発を進め、従来型産業のレベルアップや、省エネ、新エネルギー等に関る新興産業の育成など、低炭素型の産業体系を確立する、④宣伝・教育活動により、低炭素型生活と消費モデルに対する市民の自覚と参加を促す、といった任務を定め、実施案を今月末迄に発改委に提出するよう求めている。

【金融・為替】

◆一部海外金融機関による人民元の銀行間債券市場への投資 試験的に可能に：人民銀行は 16 日、「域外の人民元クリアリング銀行等 3 機構の銀行間債券市場への投資による人民元運用試行の関連事項についての通知」（銀発〔2010〕217 号）を発表し、海外金融機関が国内の銀行間人民元債券市場への投資を試験的に行うことを認めた。クロスボーダー人民元貿易決済試行の一環で、試行地域の拡大に伴う人民元建運用商品へのニーズの高まりへの対応や、貿易決済で得た人民元を還流させる狙いがある。通知では、対象となる金融機関を域外中央銀行、香港・マカオ地区人民元業務クリアリング銀行、クロスボーダー人民元貿易決済の域外参加銀行に限定し、運用原資を中銀の通貨協定、クロスボーダー貿易、人民元業務への投資で得た人民元資金に限った上で、一定の取引限度額内での参入を認めている。

◆地方政府の「融資プラットホーム」に対し管理を強化：先般、財政部、国家発展改革委員会、人民銀行、銀行業監督管理委員会が連名で、「国務院の地方政府融資プラットホームに対する管理強化の関連問題についての通知」を発表した。地方政府の「融資プラットホーム」は政府の投資プロジェクトを実現すべく、政府の信用力や資産等を担保に銀行から資金調達を行う会社で、地方経済の発展、特にインフラ建設の推進に貢献してきたものの、此処に来て様々な問題も生じたとし、健全な経済発展と金融リスク管理の為に、地方政府の「融資プラットホーム」に対する債務や経営実態の見直し、銀行に対する融資管理を強化するもの。具体的な問題としては、①「融資プラットホーム」の債務の増加スピードが早すぎる、②「融資プラットホーム」の借入資金の運用が不透明、③地方政府が違法で融資の担保を提供、④債務償還能力が不十分、⑤一部金融機関の与信管理が不備等を指摘している。

◆外管局 2010 年第 2 四半期の国際収支データを公表：国家外貨管理局（外管局）の発表によると、2010 年第 2 四半期は経常項目、資本・金融項目ともに黒字を実現。経常項目の黒字は 705 億米ドル（前年同期比+30%）。資本・金融項目（※）の黒字は 115 億米ドル（誤差脱漏を含む速報値の為、前年同期との比較不可）、うち、直接投資の純流入は 210 億米ドル。準備資産は 821 億米ドル増（前年同期比▲17%）となった。国際収支統計は従来半年毎に公表されていたが、今年から四半期毎の発表となっている。※注：資本・金融項目=資本項目+金融項目（直接投資+証券投資+その他投資）

人 民 元 の 動 き

日付	USD				JPY（100JPY）		HKD		EUR		金利	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2010.8.16	6.8002	6.8000～6.8088	6.8082	0.0125	7.9364	0.0281	0.8755	0.0010	8.7012	−0.0273	1.8100	2789.26	57.75
2010.8.17	6.7960	6.7915～6.8001	6.7921	−0.0161	7.9678	0.0314	0.8740	−0.0014	8.7630	0.0618	1.8000	2799.97	10.71
2010.8.18	6.7890	6.7805～6.7938	6.7917	−0.0004	7.9511	−0.0167	0.8739	−0.0002	8.7492	−0.0138	1.7800	2794.11	−5.86
2010.8.19	6.7902	6.7819～6.7928	6.7902	−0.0015	7.9273	−0.0238	0.8740	0.0001	8.7145	−0.0347	1.7400	2816.94	22.83
2010.8.20	6.7880	6.7876～6.7916	6.7902	0.0000	7.9569	0.0296	0.8733	−0.0007	8.6615	−0.0530	1.7480	2768.99	−47.95

RMB レビュー＆アウトルック

先週の人民元相場は 6.8002 で寄り付き後、週初に 6.8088 まで下落し、6 月 19 日の柔軟化発表以降の上昇率は一時 0.28%まで縮小した。その後はじり高に推移し、18 日には週間高値となる 6.7805 まで上昇したが、週末にかけて小幅軟化し、結局 6.7902 で越週した。中国人民銀行は、17 日に外国銀行が貿易決済で得た人民元を中国の銀行間債券市場で運用することを認める方針を表明。また、19 日には中国外為取引システム（CFETS）での 6 番目の取引通貨として、マレーシアリンギットとの取引を開始するなど、人民元の国際化を促進する動きが活発化している。一方で、世界の主要国の経済が勢いを弱めつつあるため、中国の輸出への影響を見極めるまでは、人民元相場は概ね横這い推移となり、上昇は限定的なものとなるだろう。（8 月 23 日作成）

（市場営業部 為替営業推進ｸﾞﾙｰﾌﾟ ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ営業ﾗｲﾝ）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。